

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人滋宏福社会

令和5年度 法人本部 事業計画

1. 基本理念

多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるように支援することを目標とします。

2. 基本方針

1) 利用者支援の充実

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利を擁護するとともに、個人の尊厳に配慮したサービスを提供します。

2) 地域支援と共生社会の構築

地域における多様な課題に主体的に関わり、様々な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進します。

① 地域から信頼される法人・施設として「てらだ」の有する専門機能を活用した地域住民研修会や相談会を開催し、地域とともに地域福祉の向上・地域の活性化に努めます。

② 地域住民やボランティア団体、関係機関や行政との連携等地域に根ざした開かれた施設づくりを目指します。

3) 事業継続による生活の確保・維持

緊急時（大規模な感染症発生・自然災害）に備え、事業の継続を維持するために事業継続計画（BCP）作成をおこない、整備・確立をさせます。

4) 施設運営の透明化と健全な財務管理

社会福祉法人の財務状況及び施設運営全般に関する情報等については、ホームページ等を活用し、施設経営の透明化の推進に努めます。また、福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審をおこない、サービスの質の向上を図ります。

各事業の財務状況を的確につかみ、事業運営の改善につなげるため、月1回の財務会議をおこないます。

① 各部門において稼働率・利用人数・利用料等において数値目標の設定とその達成

② コスト削減・エコ意識の育成

③ 業務の効率化

④ 月次決算の確認

利用者サービスの低下を来さない範囲において、可能な部分での支出削減に努め無駄のない施設運営を心掛けるとともに、予算の適正配分並びに適正執行に努めます。

5) 人材教育と人材育成

利用者の尊厳と意向を最大限尊重、利用者本位のサービス提供ができる機能的な組織の整備、専門性と心配りができる職員配置に努めます。人材を人財と考え、法人内での研修を充実させるとともに外部の専門研修への参加や先進事例の研究に努めます。また、利用者満足度の高いサービスを提供するために、専門的技術の修得並びに利用者の人権擁護の徹底などについての職場内外のリモート研修の充実を図り、職員の質の向上、並びにキャリアアップの実現を目指します。

6) 事故防止と防災対策の徹底

ヒヤリハットや事故報告等の事例検証をおこない、事故防止に対する意識を高め、利用者が安心して生活及び活動できるよう努めます。また、火災・地震等の非常事態に備えた防災訓練等を計画的に実施し、地域防災組織とも連携し、防災体制の強化に努めます。

7) 住環境の整備と生活の質の向上

利用者の高齢や重度化に伴い、変化していく利用者のニーズや状態に応じた住環境の整備を図り、生活の質の向上及び、より一層安心安全に生活できるよう支援に努めます。また、利用者家族の高齢化により、保護者からの希望であるグループホームの開設を積極的に進め地域生活移行への支援に努めます。

令和5年度 各事業の事業計画

I. 施設入所支援事業

1. 利用者定員（30名）に対する利用率平均95%以上を目指します。
2. 地域生活移行推進に医療機関や関係機関と連携をはかり居住の場と日中活動の場を支援し、3名以上を一般住宅または公営住宅、自宅、グループホーム、高齢者関係の施設等への移行を支援します。
3. 精神障がい者の地域移行を支援するため、空室状況により精神科病院からの受け入れを積極的に努めるとともに、地域生活を送る精神障がい者や知的障がい者の希望や状況に応じ関係機関と相談しながら受け入れをおこないます。
4. 定期的に利用者全員の個別支援会議をおこない一人一人のニーズや課題を整理、共有しストレングスの視点で個々に応じた支援をします。また相談支援専門員と連携をはかりサービス担当者会議をおこないます。
5. 定期的な入所会議において人権擁護、虐待防止、ヒヤリハット等を学び対策や対応の仕方等の意見を出し合う機会を設け職員に意識付けをおこないます。
6. 感染症対策として職員・入所者の手洗い、手指消毒、マスク着用の声掛けをし1日2回の検温等による日々の健康管理をしていきます。施設内では、定期的な消毒換気等、環境整備をおこないます。また社会情勢に応じて面会、面談をリモートを活用することもあります。

生活介護事業

1. 利用者定員（20名）に対する利用率平均90%以上を目指します。
2. 定期的に本人と面談しアセスメントやモニタリングを実施し、個別支援計画を作成し、個別化を重視した適切な支援をしていきます。
3. 日中活動については感染症等防止の観点から「3つの密」を避け環境に配慮した活動をおこなっていきます。
4. 高齢化に伴う身体機能の低下の予防のために、ウォーキングや室内での体操を今後も継続していきます。
5. 好評である「脳トレ」に引き続き取り組み、頭の体操をおこない、認知機能の低下を予防します。また、音楽や体操や、手工芸等活動のバリエーションを増やしていき、限られた範囲内で楽しめる活動を模索し、取り組んでいきます。

6. 音楽クラブではハンドベル等の楽器を使用し行事等で披露しています。皆で練習し曲を作りあげることで達成感が得られ他者に認めてもらうことで自信が付きます。主体的に取り組んでいけるように支援します。
7. 65歳以上の高齢者は心身の状況や本人の希望に応じて介護保険の利用を検討し、高齢障がい者が利用できる社会資源の情報提供や感染症等の状況に応じて施設見学会に参加し高齢者の暮らしを一緒に考えすすめていきます。

自立訓練（生活訓練）事業

1. 利用者定員（10名）に対する利用率平均90%以上を目指します。
2. 定期的に本人と面談し、アセスメントやモニタリングを実施し、個別支援計画を作成し個別化を重視した適切な支援に繋がります。
3. 日中活動については感染症防止の観点から「3つの密」を避け環境に配慮した活動をおこなっていきます。
4. 地域生活移行を支援するため医療機関・関係機関と連携をはかり居住の場と日中活動の場を両面支援するとともに服薬管理・金銭管理・整容・家事・食事の用意・就労支援、病気への理解その他、地域に即した社会資源の利用方法等の支援や体験を個別におこないます。特に一人暮らしを目指す利用者に対しては暮らしのコツ等イメージ作りができるように支援をおこないます。
5. 自立を促進するため利用者に提供できる制度やその他の社会資源を紹介しながら、それらを主体的に活用して課題解決に取り組めるようにまた地域生活が定着できるように支援します。
6. メタ認知トレーニングや認知行動療法を参考に、考え方のくせや感情のコントロール、表情を読み取る練習をおこない、生活上のストレスを減らし、「学ぶ場」の機会を提供していきます。

短期入所事業

1. 精神科病院に入院中の障がい者の体験入所については感染症等の状況や社会情勢、病院の状況とも相談しながら受け入れを検討していきます。
2. 地域生活の実状に応じ、定期的に利用し安定した地域での生活を継続できるように支援します。また緊急時にも備え平常時からの利用を促していきます。
3. 緊急時対応等の受け入れを行政との連携のもと協力体制を構築します。
4. 部屋（2室）の稼働率平均80%以上を目指します。

Ⅱ. 就労継続支援B型事業第1工房

第1工房では、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な訓練及び必要な支援をおこなっています。

1. 利用率

定員20名に対する利用率平均105%以上を目指し、新規利用者の受け入れの他、現在利用している方の体調の安定に向けた関わりに重点を置き、利用日数を増やしていきます。

2. 生活支援

利用者個々の心身の健康状態を常に把握するとともに、日常生活を送るうえで必要な金銭管理や対人関係、余暇活動の相談等をおこないながら、自立した地域生活が送れるよう支援します。感染症等への不安に対してのフォローもおこなっていきます。

3. 収益事業

- ・施設内作業：作業の幅を広げ増収を目指します。作業指導や環境設定をおこない難度の高い作業に取り組める人数を増やしていきます。作業内容については随時見直しをおこないます。
- ・パン事業：外販先の開拓、店頭販売の回数を増やし売り上げ増を目指します。喫茶室でのパン販売をおこないます。
- ・施設外就労：新たな施設外就労先を積極的に開拓していきます。現在おこなっている施設外就労についても、随時見直しをおこなっていきます。

4. 就労支援

就労支援・就労機会の拡充に施設外就労、就労継続支援A型の見学等をおこないます。また作業の提供以外に就労マナー等の勉強会など利用者同士で話し合う機会を持つことで2名程度の就労継続支援A型、一般就労、障害者雇用への移行を目指します。

5. 利用者個人と向き合った支援の実施

感染症対策を徹底しながら、利用者それぞれの目指す自立・生活に向けて、本人のニーズをしっかりと聞き支援をおこなっていきます。

Ⅲ. 就労定着支援事業

就労定着支援事業では、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整をおこなうとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援をおこないます。

1. 就労定着率

面談をおこなうほか、医療機関や他の就労支援機関等と連携するなど可能な限り利用者全員の就労定着を目指します。離職した場合でも他機関と連携し、フォローをおこないます。

2. 利用者の受け入れ

てらだ就労 B 型と連携し通常の事業所に雇用された方については、本事業の利用を勧めます。また、他の就労移行支援等の事業所からの利用も就労 B 型第 1 工房の利用者との合計数が 60 人を超えない範囲で受け入れをおこないます。

3. 支援内容

職業生活上の課題が生じた場合には、本人に代わって就労定着支援員が課題を解決するだけでなく、本人自らが課題解決のスキルを徐々に習得できるように支援をおこないます。

4. 感染症への対応

感染防止対策を講じながら訪問・面談をおこない、事業所や利用者の必要とするサービス提供に努めます。

IV. 就労継続支援B型事業第2工房

第2工房では、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な訓練及び必要な支援をおこない、各個人に応じたステップアップを目指します。本工房は、利用者の主たる障がいを知的障がいとし、支援員は手を差し伸べる支援ではなく利用者自らが考え行動できるための支援を共通認識として関わっていきます。

1. 就労支援

必要に応じた感染対策や新しい生活様式を取り入れながら、作業を通じて利用者が目指す将来や希望に近づけるよう支援をおこないます。個別支援計画書に基づきながら、個々の能力を引き出せるよう支援します。

2. 生活支援

就労支援に加え、特に親亡き後を見据えた利用者の自立・自活の生活支援を目指します。「てらだ」に来たいと思ったださる利用者が継続して通所できるよう、グループホーム等の住まいの場について検討したいと思います。

3. 利用率

定員 20 名に対する利用率平均 100%以上を目指します。たくさんある事業所の中から選んで頂ける施設づくりをおこない、利用者の増加に努めます。

4. 収益事業

施設内就労：作業の見直しをおこない、増収を目指します。

農作業：好評を得ている周遊道利用者への野菜の販売を拡大すべく、販売小屋を作り、より買い求めやすく地域の方に喜んで頂けるよう工夫します。

施設外就労：新たな施設外就労の開拓をおこないます。

5. 工賃

利用者の就労意欲の向上に工賃の増額を目指します。

6. 虐待の防止、早期発見・早期対応

虐待の防止、早期発見・早期対応を講じます。利用者と支援員の双方が楽しく働き続けることが出来る、風通しの良い工房を目指します。

V. 相談支援事業

利用者やその家族等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言、障害福祉サービス、その他サービスの利用支援をおこない、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。また、地域との結びつきを重視し、市町村、障害福祉サービス事業所、保健医療サービス等との密接な連携に努めます。その他権利擁護のために必要な支援をおこないます。

1. 指定特定相談支援事業

特定相談支援事業は、18歳以上の方が障害福祉サービスを利用するために必要な計画書を作成しています。利用者の心身の状態やおかれている環境、解決すべき課題等を把握し、障害福祉サービス事業者等との連絡調整をおこないながら、生活していくうえで社会資源を有効に活用できるよう、計画を立てていきます。

相談員の知識や支援技術の向上のため、関係機関各所でおこなわれる研修等へ積極的に参加します。また、自立支援協議会への参画、市町の基幹相談支援センター等と協力し、地域の相談支援体制の強化や地域づくりに取り組んでいきます。

2. 指定障害児相談支援事業

障害児相談支援事業は、18歳未満の方が障害福祉サービスを利用するために必要な計画書を作成しています。発達段階である障がい児については、成人よりもさらに専門性が必要であることから、保護者からの聞き取りを丁寧におこない、必要に応じて適切な事業所へと繋がります。

3. 指定一般相談支援事業

一般相談支援事業は、地域移行支援と地域定着支援を実施しています。

地域移行支援については、特に精神科病院に長期入院する精神障がい者等の地域移行を進めていけるよう、感染症等の社会状況を見ながら、精神科病院や健康福祉事務所、市町等と連携を図ります。

地域定着支援は、居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保することで、緊急時支援をおこなうことを目的としています。

利用希望があった場合の具体的な支援体制が整えられるよう、職員体制や事業所体制を調整します。

4. 受託事業

相談支援機能強化事業を播磨町より受託して、専門職員を窓口に派遣します。
(播磨町：金曜日)

5. 感染症や災害への対応

引き続き、感染防止対策を講じながら訪問・面談をおこないます。

災害においては、福祉防災についての研修に参加することで知識を深めます。
災害時の避難プランについて計画案作成時等に利用者と話をする機会を設けます。

VI. 地域活動支援センター事業

利用者の日中の居場所として、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域の方々との交流を促進し、地域における自立と社会参加を図っていきます。

1. 重点目標

- (1) 利用者が気軽に集える場となるように工夫をします。
- (2) 利用者が希望や目標を持ち、自信を持って活動に参加できるよう支援をおこないます。
- (3) 利用者の個性を尊重し、個々の能力を引き出せるようプログラムを工夫します。
- (4) 利用者が仲間作りや憩いの場として穏やかに過ごせるよう、また、安心して生活できるよう相談をおこないます。
- (5) 地域の方々に障がいに対する理解を深めてもらえるよう、さまざまなボランティアによるプログラムを実施したり、障がいに関する研修会等を開催し、利用者が地域の中でより生活しやすい環境をつくることに繋げていきます。
- (6) 施設内の感染防止対策を徹底するとともに、利用者自身が感染症等への対応を身につけられるように支援をおこないます。

2. 具体的な活動内容

- (1) 生活技術を身につける活動：
クッキング・買い物・掃除・公共交通機関を使った外出・マナー教室等
- (2) 健康について考える活動：
体操・ウォーキング・スポーツ・セルフケア・健康や栄養の話等
- (3) 創作的活動・趣味活動：
① <ボランティアによる活動>陶芸・書道・茶道・折り紙・リズム遊び・
フラワーアレンジメント・ガーデニング・パンフラワー粘土等
② <自主活動>
さをり織り・クラフトバンド作品作り等
- (4) 仲間作りを目的とした活動：
誕生会・メンバーミーティング・ゲーム大会・お楽しみ会等
- (5) 就労に向けた活動：軽作業・手作り品の販売等
- (6) 季節感を取り入れた活動：花見・夏祭り・忘年会・節分等
- (7) 障がいに対する理解促進活動：
ボランティア受け入れ・地域住民研修会開催等

Ⅶ. 日中一時支援事業

日中一時支援とは、居宅において介護者の疾病等の理由により、障害者支援施設等での日中預りが必要な障がい者等について、当該施設で宿泊を伴わない範囲で一時預りをおこない、排せつ、食事の介護等のサービスを提供するものです。

障がい者支援センター「てらだ」では、令和4年6月1日よりサービス提供を開始しました。現状としては、当施設の他の事業を利用している方の利用が大半を占めています。

日中一時支援事業では、自宅までの送迎の実施や食事提供体制加算による昼食費の自己負担額の軽減等の特色を活かして、これまで当施設を利用することができなかった方へのサービス提供を実現していきます。さらに、必要に応じて当施設の他の事業と連携し、利用者の生活の質を向上していけるように支援していきます。